

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第1号（平成20年2月18日）

後期高齢者医療特別会計条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療の円滑な運営とその経理の適正を図るため、後期高齢者医療特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この会計においては、後期高齢者医療の保険料、国庫支出金、県支出金その他諸収入をもってその歳入とし、後期高齢者医療の医療給付費、保健事業費、借入金の償還金及び利子その他諸支出をもってその歳出とする。

（弾力条項の適用）

第3条 この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。